

# 国際社会における 「法の支配」の基礎理論

——デイヴィッド・ヒュームの  
法哲学における正義と社会の論理——

岸 野 浩 一

目次  
序

I 社会のための法

I 章 1 節 人間本性・社会・「自然法」

I 章 2 節 政治社会と「統治機構」

I 章 3 節 国際社会と「諸国家の法」

II 正義の条件

II 章 1 節 法と社会の論理—「社会の必要性」に比例する責務

II 章 2 節 正義の成立要件—法の相互遵守と主体相互の「均衡」

II 章 3 節 国際関係における正義の条件—勢力均衡と国際法

III システムとしての正義

III 章 1 節 一般規則としての法システム

III 章 2 節 社会における法の普遍性と不偏性

III 章 3 節 国際社会における「法の支配」の展望

結

序

国際社会は、いかにして維持されるのか。国際社会の理論化を試みる、  
国際政治理論における「英国学派」(the English School of International

Relations Theory) は、この問いに関心を寄せてきた。英国学派の形成に貢献した C・A・W・マニングは、国際的な法や道徳が存在する主権国家からなる社会として国際社会を想定し、その秩序を維持する基幹として「国際法」が重要であることを強調した。<sup>(1)</sup> マニングの論考に影響を受けた、同学派を代表する国際社会の理論家たるヘドリー・ブルもまた、「法の支配」を包含しうる国際社会の存在を主張し、<sup>(2)</sup> 国際社会を秩序化し維持するための「制度」(institutions) として、彼は「勢力均衡・国際法・外交・戦争・大国協調」の五つを提示している。<sup>(3)</sup> 爾来、英国学派の視座においては、「国際法」が国際社会を構成しその秩序を維持するための、とくに重要な制度ないし要素であるとされてきた。<sup>(4)</sup> 同学派の議論でも引用される「社会あるところ、法あり」(Ubi societas, ibi ius.) との法諺は、<sup>(5)</sup> 国家間における「法」の存在が、国際関係が秩序を有する一種の「社会」たりう

(1) Manning, C. A. W. [1962] *The Nature of International Society*, The London School of Economics and Political Science (G. Bell and Sons).

(2) cf. Armstrong, David & Farrell, Theo & Lambert, Hélène [2012] *International Law and International Relations*, 2nd ed., Cambridge University Press, p. 18.

(3) Bull, Hedley [2002] *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd ed., Columbia University Press. (ヘドリー・ブル [2000] 『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』(白杵英一 訳)(岩波書店))

(4) Wilson, Peter [2009] “The English School’s Approach to International Law”, in Navari, Cornelia (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan, p. 167; cf. Butterfield, Herbert and Wight, Martin (eds.) [1966] *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, G. Allen & Unwin, ch.1. (マーティン・ホワイト [2010] 『国際関係理論の探究—英国学派のパラダイム』(佐藤誠ほか訳)(日本経済評論社) 1章)

(5) James, Alan [1973] “Law and Order in International Society”, in James, Alan (ed.), *The Bases of International Order: Essays in honour of C. A. W. Manning*, Oxford University Press, p. 84.

るための要件であることを、極めて端的に示している。国際法の存立に着目することによって、「法システムを保持するものとして社会を同定すること」に約言されうる「法の支配」(Rule of Law)<sup>(6)</sup>が、国際社会の存立と一体であることを理解できるのである。この理解から、英国学派が講ずるように、諸国が互いに自らの利益などをめぐり争う、国家間の闘争状態が描き出されるホブズ主義的な「国際システム」(international system)としてではなく、諸国間に共通規則と秩序が存在する「国際社会」(international society)として、国際関係を把握することが可能となる。「法」が諸国家の関係において存続することで、世界政府なき主権国家間であっても、諸国家からなる「社会」つまり国際社会が成立し維持されうるのである。

しかし、世界政府の不在は同時に、国際社会における「法の支配」を困難にすると考えられてきた。世界大の超主権的権力や上位者を有さぬ国際社会では、新たな国際法を作り出しかつ国際法の修正を行う世界的な立法機関は存在せず、また国家主権を超越して法を執行する世界全体を覆う中央の権力機構や、法を解釈して紛争を強制的に解決する世界的な司法組織

---

(6) 「法の支配」は多様な意味内容や構想を有する概念であるが、このように約言される点('to identify a society as having a system of law')については、いかなる解釈であっても概ね一致するとされる(Besson, Samantha [2010] "Theorizing the Sources of International Law", in Besson, Samantha and Tasioulas, John (eds.), *The Philosophy of International Law*, Oxford University Press, p. 172; cf. Waldron, Jeremy [2008] "The Concept and the Rule of Law", *Georgia Law Review*, 43:1.)。

(7) 英国学派のマニングやワイトおよびブルらの議論でも、国内政治と国際関係との相違が議論されており、「国内類推」(domestic analogy)に否定的であったとされる(cf. esp. Linklater, Andrew and Suganami, Hidemi [2006] *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*, Cambridge University Press, pp. 44-6)。

も存在しない<sup>(8)</sup>。さらに、各国の同意により実定法として定立される国際法すなわち条約は、一国の政府による判断で一方的に破棄ないしはその効力を停止されることがありうる。そのため、国内社会と比較した場合、個人が国家に期待できるほどの安全保障などを、国際社会が諸国家に提供することは難しくなり、各国は自らの重要な国益の追求を国際法の厳格な遵守よりも優先させるようになる<sup>(9)</sup>。諸国の恣意的あるいは人為的な時宜の政治判断が、国際法の規則的な定立や維持を妨げることで、「人の支配」ではなく規則的な法の執行を意味する「法の支配」<sup>(10)</sup>の常態的・持続的な実現が遠のき、「国際法の支配」(Rule of International Law)には難題が付き纏うことになる<sup>(11)</sup>。「国際法の支配」が弱まると、諸国家間秩序も減退し、国際社会の維持が危機に晒される。国内法と比較して国際法の効力に限界があることは、国際関係を各国家間の潜在的な闘争状態として見做す「国際システム」の視点が現実味を帯びることに繋がりうるほか、諸国の闘争状態や戦争を超克すべく「世界政府」の樹立を求める、カント主義的な「世界社会」(world society)の論議をも喚起しうる<sup>(12)</sup>。これら両極端の視点や

(8) これらの点は、マニングやアラン・ジェームズ、そしてブルといった英国学派の主要論者も認めている (cf. Wilson [2009] p. 169.)。

(9) Ibid., p. 171.

(10) とくに上記の意味での「法の支配」は、英米における伝統的な「法の支配」(Rule of Law)の原理と同様の理解であり、現代日本の法学においても同様の意味内容で「法の支配」が論議されている (cf. 田中成明 [2011] 『現代法理学』(有斐閣) p. 330)。なお、「人の支配ではない法の支配」(the empire of laws and not of men)の統治論について、近代英国の共和主義思想家ジェームズ・ハリントンは、アリストテレスやリウィウスにその起源を遡って示していた (Harrington, James [1992] *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, ed. by J. G. A. Pocock, Cambridge University Press, pp. 8-9)。

(11) cf. Besson [2010] pp. 172-3.

(12) 「国際システム」・「国際社会」・「世界社会」の三つの概念ないし理念

論議と距離を置く、「国際社会」の理論的伝統や思想からは、はたして以上の問題にどのように答えるのか。換言すれば、世界政府の不在や国際法の効力における限界など、国際政治の現前する実情を前提としつつも、現代の国際社会において「法の支配」を持続的に保持し強化することは、いかにして可能となるのであろうか。

上記の問題に応答しうる基礎理論を追究すべく、本稿は、18世紀英国の哲学者デイヴィッド・ヒューム (David Hume) の法哲学に着眼する。ヒュームの国際関係についての理論は、英国学派の枠組設定における「国際社会」の伝統に位置付けられうる議論であるとして、近年評価が高まりつつある<sup>(13)</sup>。とりわけヒュームの国際法論は、「国際社会論の伝統」において代表格と見做されるグロティウスらの法思想と異なり、宗教的概念を含まずに展開されている<sup>(14)</sup>点などから、21世紀の現代でも通用する国際社会の理論であると評されている<sup>(15)</sup>。またヒュームの法理論は、最新の法哲学や正義論、あるいは倫理学の研究者などからも高く評価されており、例えばアマルティア・センは、ヒュームの哲学に「グローバル倫理学」としての

---

型は、国際関係の全体像を理解するために英国学派が用いる、基本的な理論枠組である (cf. Buzan, Barry [2001] “The English School: an under-exploited resource in IR”, *Review of International Studies* 27 (3); Navari, Cornelia [2009] “Introduction: Methods and Methodology in the English School”, in Navari (ed.), *op. cit.*)。

(13) 英国学派の枠組によるヒュームの再評価と諸解釈については、岸野浩一 [2012a] 「英国学派の国際政治理論におけるデイヴィッド・ヒューム」『法と政治』62巻4号を見よ。

(14) cf. 坂本達哉 [2011] 『ヒューム 希望の懐疑主義—ある社会科学の誕生』(慶応義塾大学出版会) 2章

(15) Mayall, James [2000] *World Politics: Progress and its Limits*, Polity, p. 28. (ジェームズ・メイヨール [2009] 『世界政治—進歩と限界』(田所昌幸訳)(勁草書房) p. 54.)

可能性を見出している。<sup>(16)</sup>そして、「法の支配」の現代世界における重要性を強調したフリードリヒ・A・ハイエクが、ヒューム法哲学の思想的・現代的意義を明示するなど、<sup>(17)</sup>ヒュームは現代でも「法の支配」の枢要な概念や理論を提起した哲学者の一人として研究が進められているのである。<sup>(18)</sup>以上の国際政治学や法哲学等の研究におけるヒュームの現代的評価を踏まえるならば、彼の法哲学を国際関係の視点から読解することは、国際社会における「法の支配」の基礎を明らかにする、正義や法と社会の理論とは何かを探ることに直結しよう。そこで、本論では、以下の次第で国際関係の視点からヒュームの法哲学（正義論）<sup>(19)</sup>を注解する。

(16) アマルティア・セン [2011] 「デイヴィッド・ヒュームと倫理学の諸要求」(坂本達哉 訳)『思想』(岩波書店) 1052号

(17) Hayek, F. A. [1967] “The Legal and Political Philosophy of David Hume”, in Hayek, F. A. [2009] *The Trend of Economic Thinking: Essays on Political Economists and Economic History (Collected Works of F. A. Hayek)*, eds. by Bartley III, W. W. and Kresge, Stephen, Liberty Fund.

(18) 「法の支配」は、ヒューム正義論の特性や、彼の社会思想を貫く原理として該当するとされる (esp. 阪本昌成 [2006]『法の支配—オーストリア学派の自由論と国家論』(勁草書房); 田中秀夫 [2002]『原点探訪 アダム・スミスの足跡』(法律文化社); 北村裕明 [1981]「D. ヒュームと国家破産」『経済論叢』128巻1・2号)。

(19) ヒュームが著したテキストについて、本稿では次のように取り扱う。『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature*; 以下, THN と略記)のテキストは, D. F. Norton & M. J. Norton の編集による2000年のオックスフォード大学刊行版を, そして『道徳原理探究』(*An Enquiry Concerning the Principles of Morals*; 以下, EPM と略記)は, Tom L. Beauchamp の編集による1998年のオックスフォード大学刊行版をそれぞれ参照した。『人間本性論』については頁数ではなく, Norton & Norton 版の巻・章・節・段落番号を注記し, 『道徳原理探究』についても, Beauchamp 版の章・段落番号のみを記している。また, 『道徳・政治・文芸論集』(*Essays, Moral, Political, and Literary*; 以下, *Essays* と略記)のテキストについては, Eugene F. Miller の編集による1987年の Liberty Fund 版を使用した。

I章では、「法と社会」の連関の視角より、ヒュームの正義論を概観する。ヒュームは、諸個人間での正義として「自然法」を論じ、その理論的延長上に「国際法」を据えてその論理を講ずるが、その議論のなかで彼は、自然法に比較して国際法の責務が弱まることを指摘している。国際法の限界を明示する彼は、そこにどのような論理を見出していたのか。この点を同章で確認する。

続くII章では、国際社会における「法の支配」の実現のために、いかなる条件が要されるのかについて、「正義の条件」に関するヒュームの理論から考察する。同章では彼の正義論とともに、国際政治学における古典的著作とされる<sup>(20)</sup>、彼の勢力均衡論などを併せて読み解くことで、「国際関係における正義の条件」とは何かを析出する。

そしてIII章において、国際社会における「法の支配」の実現可能性とその含意を導出すべく、ヒュームが理論化した「正義全般の特性」を解明する。彼が明らかにした正義や法の概念を介して、同章の最終節において、国際法と国際社会の相互的關係を再考察する。

本論で示されるヒューム法哲学の「社会」の視座からの解釈を踏まえ、<sup>(21)</sup>

---

(20) ex. Seabury, Paul (ed.) [1965] *Balance of Power*, Chandler Publishing, p. 32; Wright, Moorhead (ed.) [1975] *Theory and Practice of the Balance of Power 1486-1914: Selected European Writings*, J. M. Dent & Sons, p. 59; Sheehan, Michael [1996] *The Balance of Power: History and Theory*, Routledge, p. 4; Paul, T. V. & Wirtz, James J. & Fortmann, Michel (eds.) [2004] *Balance of Power: Theory and Practice in the 21st Century*, Stanford University Press, p. 29; 高坂正堯 [1978] 『古典外交の成熟と崩壊』(中央公論社) 1章

(21) 本稿での解釈については、部分的に以下の学会・研究会等での個人研究報告において発表している。日本イギリス哲学会・第41回関西西部会(2010年12月・京都大学サテライト講習室)個人研究報告「デイヴィッド・ヒュームの安全保障理論」、日本イギリス哲学会・第35回研究大会(2011

本稿の結となる終章では、国際社会における「法の支配」の基礎理論として、ヒュームが分析した「法と社会の論理」を今日再考しうる可能性について検討する。そのうえで、彼の法理論が現代の国際社会に与える含意や示唆を省察する。

## I 社会のための法

### I.1 人間本性・社会・「自然法」

ヒュームの正義論は、共通利益の一般感覚たるコンヴェンションを基礎とする「人為的徳」の議論であり、<sup>(22)</sup> 既存の諸研究ではその原理や彼の立論の思想史的・理論的含意などが詳解されてきた。<sup>(23)</sup> ヒュームが論じる正義の

---

年3月・京都大学) 個人研究報告「デイヴィッド・ヒュームの国家間法理論」, 近代思想研究会・第37回例会(2012年6月・慶應義塾大学) 研究報告「デイヴィッド・ヒュームにおける正義と社会の理論」。上記の各種報告において、幾名もの方々より貴重なコメントを頂いた。ここに、記して感謝の意を表したい。

(22) ヒューム道徳論で取り上げられる「美德」(virtue)は、大きく「人為的徳」(artificial virtue)と「自然的徳」(natural virtue)の二種類に分けられている。「コンヴェンション」(convention; 「黙約」とも訳される)と経験を通じて漸進的に成立していく徳である「正義」は、「人為的徳」として他の徳から分離される。なお、ヒュームが議論する「コンヴェンション」の概念と理解については、プーフENDORFの理論との類似性や関連性が指摘されている(cf. esp. 桜井徹 [1988]「ヒュームにおけるコンヴェンションの概念」『一橋研究』13(2))。

(23) ヒュームの正義論については、哲学・倫理学(Mackie, J. L. [1980] *Hume's Moral Theory*, Routledge and Kegan Paul; Harrison, Jonathan [1981] *Hume's Theory of Justice*, Clarendon Press)や、法哲学・法思想史(esp. 桂木隆夫 [1988]『自由と懐疑—ヒューム法哲学の構造とその生成』(木鐸社); 桜井 [1988]; クヌート・ホーコンセン [2001]『立法者の科学—デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』(永井義雄・市岡義章・鈴木



内実は、「所有の安定」・「同意による所有の移転」・「契約の履行」についての三規則、つまり三つの基本的な「自然法」(laws of nature)と、その自然法を文明社会においても人々が恒常的に遵守することを支える「統治機構」(government)への「忠誠」(allegiance)、そして統治機構間で成立する「国際法」(laws of nations)などである。

ヒュームは、人間本性と自然環境の諸条件によって正義が必要となると論じるが、その議論は、「個人にとっては「社会」が必要であり、「社会」の維持には「正義」が必要となる」ことを表すものとして要約可能である。個人が「社会」を必要とする原因は、ヒュームによると、人間の内的・外的条件<sup>(24)</sup>にあるとされる。人間の内外における「二つの自然(自然環境と人間本性)<sup>(25)</sup>の限界」を打ち破る唯一の方法こそ、人間が集まって「社会」

---

信雄 訳) (ミネルヴァ書房); 下川 潔 [2005] 「ヒュームの正義概念と近代自然法学の伝統」『人文』4号; 下川 潔 [2007] 「ヒュームと近代自然法学の変容」『法哲学年報2007』(有斐閣), 経済思想・社会思想史 (esp. 森直人 [2010] 『ヒュームにおける正義と統治—文明社会の両義性』(創文社); 坂本 [2011]), あるいは政治哲学 (esp. Whelan, Frederick G. [1985] *Order and Artifice in Hume's Political Philosophy*, Princeton University Press; McArthur, Neil [2007] *David Hume's Political Theory: Law, Commerce, and the Constitution of Government*, University of Toronto Press; Hardin, Russell [2007] *David Hume: Moral and Political Theorist*, Oxford University Press) などの多岐に亘る諸分野・領域において、様々に研究が進められている。

(24) 「この地球に棲息する生物のなかで、一見したところ、人間ほど自然が過酷に扱っているものは他にないと思われる。自然が人間に負わせている、限りない欠乏や必要という点と、そうした必要を負わされていることから解放し楽にしてくれるような手段を、自然が不十分にしか与えてくれないという点とから、そう思われるのである」(THN 3.2.2.2)

(25) この限界とはすなわち、「人間が望む全てのものを、自然は提供していないが、自らの望みが全て叶えられないことに対し人間の本性は寛容でないこと」、そして「他者に対する寛仁・寛大さや心の広さに限界があること」である (cf. THN 3.2.2.18)。ちなみに、ここでヒュームが論じた

(society) を作り維持することである。「社会」の形成により、各人は自身の本性的・能力的限界を克服し、人間が置かれた状況下の限界を乗り越えることが可能となるとされる<sup>(26)</sup>。

しかしながら、社会形成の後も、他者に対し各人の寛仁が制限されていることが、新たな問題を引き起こす<sup>(27)</sup>。

……財物の増進は社会の主要な利点であることと同様に、財物の所持の「不安定性」(*instability*) と財物の「希少性」(*scarcity*) は、社会を妨害する主要なものなのである<sup>(28)</sup>。

社会は人間本性が有する自然的欠点を補い、各人や社会全体の富を拡大

「正義の環境」を、ジョン・ロールズの『正義論』はほぼ踏襲しているとされる (cf. esp. 飯島昇藏 [2001]『社会契約』(東京大学出版会) p. 110)。

(26) 「ただ社会のみが、人間が自らの欠点を補うことを可能にし、そして人間を他の生物と等しいところにまで持ち上げることや、他の生物に優位することさえ可能にするのである。…社会は、三つの不都合を解決する救済策を提供する。個人の力能 (*forces*) を連結させることにより、我々の力 (*power*) を増大させる。分業 (*the partition of employments*) により、我々が出来ること (*ability*) を増やす。そして相互援助 (*mutual succour*) により、我々は運命や偶発的な出来事にさらされることが、より少なくなるのである。このようにして付け加えられた、「力能」(*force*)・「出来ること」(*ability*)・「安全保障」(*security*) によって、社会は有利なものとなるのである」(THN 3.2.2.3)

(27) 「どんな人物であれ他の誰よりも自己を愛するものであり、また他者に対する愛情にかんしてみると、自らと関係のある者やよく知っている者に、最も大きな情感を生むものである。そのため、こうしたことは必然的に情念における対立や、結果として生ずる行動における対立を生みだす。これらの対立は、新しく設立された結合関係にとって危険なものとなりうるのである」(THN 3.2.2.6)

(28) THN 3.2.2.7

させる。だが、各人の財産となる「所持品」の不安定性と希少性は、「他者に対する寛仁の限界」なる人間本性からして、社会内での争いを生む。そこで、富をめぐる各人の中での争いに歯止めをかけるため、通常の約束や社会契約とは異なる「コンヴェンション」(convention)が成立し、云わば狭義の「正義」たる、所有権に関する「自然法」が作り出されるようになったこと、そして自然法という正義が社会の設立において最も必要であることを、ヒュームは論じるのである。財産をめぐる争いが社会不和を起す重大問題であり、所有権を確定して所持をめぐる問題を解消するための諸規則、つまり自然法によってこの争いに終止符を打つことは、社会の維持・平和にとって必須となる。

---

(29) 「コンヴェンション (convention) は、「約束」(promise) という性質のものではない。と言うのも、「約束」自体ですら我々が後で見ようように、人間のコンヴェンションから生ずるからである」(THN 3.2.2.10)

(30) 本稿では、ヒュームの『人間本性論』での分類に従い、統治への忠誠や国際法なども、「正義」の概念の範疇に含まれると解し、自然法は根幹的な正義であるという点で「狭義」の正義であると理解する。だがヒュームが議論の随所において自然法を指して「正義」と呼んでいることから、例えば森の研究では、自然法と正義とを同一視し、統治の議論と明確に概念を峻別している(森 [2010] 巻末注記 p. 16)。

(31) 「所有の区別と所持の安定のためのコンヴェンションは、すべての事情のうちで、社会の設立にあたって最も必要なことであって、この規則を確定し遵守する取り決めがなされた後には、完全な協和や調和を安定させるためになすべきことは、殆どあるいは全く残っていないのである」(THN 3.2.2.12)

(32) 「救済策は、自然から来るわけではなく、「人為」から来るのである。すなわちより適切に言えば、情感 (affections) における不規則性や不具合の救済策を、人間の判断や理解のうちに、自然が供給しているのである。というのも、人間は社会での初期の教育から、社会から帰結する無限の利益に感づくようになっており、またさらには交友や会話に対する新たな愛情の感を獲てしまっているからである。そして、社会を乱す主要なものは、

ヒュームはまた、具体的な自然法の原則に関しても、終始一貫して「社会」の維持という正義の目的を基礎として議論する。例えば、自然法という正義が何故「所有権」に関するものであるのかという理由については、「所持物の篡奪」のみが「社会を端的に破壊しうる」ためであるとされ<sup>(33)</sup>る。また所有の安定が必要とされながらも、「厳格な所有権の固定化」ではなく「所有の同意による移転」を認める規則が成立する理由として、規則の厳格化は寧ろ「暴力を招来させてしまうこと」への危惧が挙げられている<sup>(35)</sup>。かくして、正義論で中核的に論じられる「自然法」（狭義の正義である基本的な三つの法規則）は、社会の平和や安寧と結びつけられて、次のように総合される。

これら三つの法の厳格な遵守に、人間社会の平和（peace）と安全保障（security）とが完全に依存している。…人間の安寧（well-being）にとって社会は絶対に必要であり、社会を支えるために先の三つの法が同様に必要なのである。<sup>(36)</sup>

---

我々が外的と呼ぶ財物から生ずること、つまりそうした財物が固定され難いものであり、容易に人から人へと移り変わりうるものであることから生ずることであると、我々が見出すとき、こうした財物を、可能な限り心身がもつ不動性や不変性と同じくらい強固な足場におくという救済策を、人々は探さねばならないからである。この救済策はコンヴェンション（convention）という方法によるしかない。それは、外的な財物の所持に安定性を与え、すべての者に自らが運（fortune）や勤労（industry）によって獲得したものを平和裏に享受させたままにしておくために、社会の全構成員が結ぶものである」（THN 3.2.2.9）；cf. THN 3.2.2.7

(33) cf. THN 3.2.2.7

(34) 「所持の安定に関する規則の確立は、たんに人間社会にとって有用であるだけでなく、絶対に必要でさえある」（THN 3.2.3.1）

(35) cf. THN 3.2.4.1

ヒュームは、人間の生活においては社会が必要であり、「社会の平和と安全」は自然法の厳格な遵守に基づくことを説く。こうした「社会の必要」と社会のための正義の必要性は、自然法のみならず、法やその運営、および議会制定法（実定法）などに関するヒュームの見解にも、共通して表れている。彼は諸々の法や規則・司法制度についての議論において、「人々の安全こそ、最高の法である」と述べ<sup>(37)</sup>、実定法・慣習法・判例・類推等の「すべてに帰される極限の目的は、人間社会の利益と幸福である」と述べ<sup>(38)</sup>る。そして彼は、「ただ人間社会が必要であることからのみ」、国王・議会・裁判官という「諸制度すべてが生じているということ、誰か知らぬ者などいるだろうか」と論じ<sup>(40)</sup>、「社会を支えるために正義が必要であることが、正義という美德のただ一つの基礎である」と結論するのである<sup>(41)</sup>。こうした「社会のための正義」の必要性を軸とする解釈からは、ヒュームが「何故、正義概念を外的事物の所有の問題に縮小化したのか」という自然法学の歴史上の問いに対して<sup>(42)</sup>も、一定の見解を提示することができよう<sup>(43)</sup>。

---

(36) THN 3.2.6.1

(37) EPM 3.32

(38) 正義論に係わる著作以外でも、例えば『政治論集』に収められた論説「絶対服従について」において、ヒュームはラテン語の法格言を引用しつつ同じ著述を展開している（*Salus populi suprema Lex, the safety of the people is the supreme law.* (“Of Passive Obedience”, in *Essays*, p. 489)）。ラテン語の引用については、本稿で参照した『道徳原理探究』（EPM）のテキスト编者であるビーチャムも编者脚注にて、キケロ『法律について』（*De Legibus*）の第3巻3部8からのものと推定している。

(39) EPM 3.35

(40) EPM 3.43

(41) EPM 3.48

## I.2 政治社会と「統治機構」

ヒュームは、統治機構（政府）の起源と原理についても、「正義の遵守」を困難にさせる<sup>(44)</sup>「人間本性の近視眼的な傾向性」<sup>(45)</sup>が発現しうる社会、ない

(42) cf. 坂本 [2011] pp. 65-7.

(43) 「ヒュームにおける正義概念の縮小化」を指摘する下川潔の研究では（下川 [2007]）、外的事物の所有権に正義の主要対象を絞り込むヒュームの論法が批判的に検討されている（cf. 下川 [2005]）。本稿の見解によると、ヒュームは「社会を混乱させる最大問題」を問い、その答えとして「外的事物の所有の問題」を挙げていることから（THN 3.2.2.7）、正義がそもそも「社会安定化」の方策として捉えられていることが明らかとなろう。そしてそれゆえに、個人の内心や身体については、それらの個別の侵害が当該の個人自身や特定の人間関係を害しうるものであったとしても、ヒュームが述べるようにそれらの侵害の動機は「外的事物」の場合ほど大ではないため、即座に社会全体の混乱には直結しないと考えられうることから、正義の対象としては考慮されていないものと説明できよう。さらにまた、この見解に立つならば、個人の内心や身体の侵害問題を扱う「刑法」の議論において、ヒュームが、犯罪者の処罰を社会の便益に基づく「正義の停止」の事態（EPM 3.10）として記述した理由や、「正義」の概念について外的事物の所有や契約の問題を主として扱う「民法」の議論においてのみ展開した理由を理解することができるであろう。

(44) 「あらゆる人々は、平和と秩序の維持のために、正義が必要であることを分かっている。また社会の維持のためには、平和と秩序が必要であることも分かっている。だが、こうした強力で明白な必要性があるにもかかわらず、われわれの本性は何と弱く歪んだものであることか！まさにそのような本性の弱さや歪みは、人々が誠実かつ誤りなく正義の道を歩き続けることを不可能にする」（“Of the Origin of Government”, in *Essays*, p. 38.）

(45) 「正義」を無力化し社会を無秩序なものとする原理として、「時間的・空間的に隔たったものよりも近いものを選びがちである」という人間本性の傾向性をヒュームは挙げている（THN 3.2.7.2）。なお、こうした人間本性の原理は、ヒューム哲学の全体において基底をなす、「印象と観念」の区別や「遠近」の差異などといった諸議論に連続しているとも考えられよう。ヒュームが、認識論や情念論のみならず道徳論や正義論においても

しは「大規模で洗練された社会」<sup>(46)</sup>においても、「社会の維持のための正義」の遵守を保全・持続させることを、その議論の基礎に据えている。統治機構は、かような社会において「社会の維持」のために発明されたものとして論じられるのである。<sup>(48)</sup>

ヒュームは、人間本性の傾向性が正義の遵守を困難にさせるとともに、それ自体が寧ろ救済策を生むと論ずる。<sup>(49)</sup>それは、「我々のおかれた事情や

---

頻繁に用いている、「自己と対象との距離」の遠近により、ある力が自然に変化するという主張は、「遠近原理」とも称することができるかもしれない。とりわけ正義ないしコンヴェンションの成立の論理と連関する偏愛すなわち遠近の作用については、THN 3.2.1.18, 3.2.2.6, 3.2.2.8-9などを参照のこと。また、情念論における「偏愛や遠近の原理」に関する議論は、THN 2.3.7.1-3 および THN 2.1.11.1-8を参照。

(46) 'large and polish'd societies' と表現される (THN 3.2.8.5)。

(47) 人間本性の傾向性は、個人間の自然法のみによって社会の秩序を維持し続けることを困難にし、まさにこの点から、統治機構を有する政治社会たる国家が存在するようになる。「隔たったものよりも近いものを好むという、私が持つ傾向をあなたも持っている。それゆえ、あなたも私も不正義の行いへと自然に誘致されてしまう。あなたの具体例は、私に模倣をさせることで、私を不正義の道へと押し進める。そしてまた、他者が放縦の状態にあるのに私が独りで厳しい抑制を自分に課したとしても、それは私の誠実さ (integrity) が馬鹿を見るだけだということを、あなたの行いが私に示すことにより、衡平 (equity) に違反する新しい理由を私に与える」(THN 3.2.7.3) のであり、また「もしあらゆる人が、常に、自身を正義や衡平の遵守に拘束する強力な利益を認識するほどの聡明さを有しており、そして現在の快や利益の誘惑に抵抗して、一般的かつ隔たった利益を一貫して頑なに守ることに十分耐えられるほどの心の強さを有しているならば、その場合には、統治機構や政治的社会などというようなものは決して存在しなかつただろうし、各人は、自身の自然的自由に従って、完全な平和と他者との調和のうちに暮らしていることになるだろう」(EPM 4.1) と、彼は論じている。

(48) cf. THN 3.2.10.16

(49) THN 3.2.7.5

状況を変えて、正義の法の遵守を各人にとり最も近接した利害とし、それらの違反を最も隔たった利害とすること」である。だが、この方法は、全人類に対しては適用不可能であって、「正義の執行を直接の利益とする者」にのみ限られる。よって、こうした条件に該当する少数者が、統治機構における政務官・国王とその大臣・統治者や支配者などと呼ばれ、彼らは国の大部分に対して無差別的（不偏的）であり、不正義の行いには何らの利益ももたないか、隔たった利益しかもたないとされる<sup>(50)</sup>。つまり、ヒュームによると、人間本性に内在する近視眼的で偏愛的な傾向性から正義の遵守には限界が生ずるが、その傾向性がまさに正義の執行を司る統治機構を成立させるのである<sup>(51)</sup>。

また、統治機構を成立させる原初的動機とされる「安全保障と保護」の

---

(50) そしてそうした人物らは、現在の社会的地位に満足しているため、社会にとって不可欠な、あらゆる正義の執行に直接の利益をもつとされる。「ここに統治機構やそれに対する忠誠の起源がある」と述べられるのである。さらにこうした少数者は、「自らの振舞いに際して正義の規則を履行するよう心が傾くだけでなく、他者も同様の規則に拘束させて、衡平が指令するもの〔正義〕を社会全体に強制するように心が傾く」のであり、よって正義を判定し、執行する司法権などが成立することになるとされる（cf. THN 3.2.7.6）。

(51) 統治機構が必要とされる実際の契機についてヒュームは、「戦争と内戦」の論理から説明している。ヒュームによると、自己から遠ざかるにつれ他者への寛仁が制限されていくという偏愛的な人間本性の傾向性からして、「同一社会内での団結」は容易いとされる。「見知らぬ者との戦い」つまり「戦争」は、すぐに自分の不利益になるわけではないため起こりやすいが、戦争が始まると、「各人の生命」という最大の価値があるものを賭けなければならなくなる。すると、各人は最良の武器を求めて取り合うという争いを起こし、また我先にと戦線を離脱する口実を考えようとする。こうしたことから、社会間の「戦争」が引き金となって社会内の「内戦」が発生する。そしてここに、戦時の軍事的指導者による「統治」の必要が生じるとされるのである（THN 3.2.8.1-2）。



利益は、個人が完全な自由の下にいる場合には決して獲得出来ない利益であると言及される。ヒュームは、統治機構設立の最初の動機であり、統治機構に我々が従う源泉でもある利益は、「我々が政治社会において享受するが、我々が完全に自由で独立しているときには決して得ることの出来ない、安全保障と保護とにあるもの」と述べるのである。<sup>(52)</sup> またヒュームは統治機構への抵抗についても、社会の必要性の視点から論じている。彼は、「統治機構は社会という利益のために人間が発明したものに過ぎない」と述べ、「統治者の暴政がそうした利益を除去してしまうときには、統治への忠誠という責務もまた除去される」と論ずるのである。<sup>(53)</sup> そして、自然法と統治の関係についてもヒュームは、統治機構の主たる目的は「自然法の遵守」にあるとして、統治への「忠誠」なる「市民的義務」は、自然法における「自然的義務」に結び付いているものだとされるのである。<sup>(54)</sup>

したがって、統治機構は自然法の「正義」の延長において存在し、自然法に基づく社会の存立を安定化させるために、統治機構への忠誠なる政治社会における正義が必要になると、ヒュームは議論しているのである。

### I.3 国際社会と「諸国家の法」

国際関係における法について、ヒュームはどのように捉えているのか。彼は、先述の如く個人間の自然法と統治機構に関する理論を示したのち、まず、統治が成立した国家間において「諸国家の法」(the laws of nations)つまり「国際法」が成立しうることを述べる。そして当該の法規則の具体例として、彼は、大使の不可侵性・宣戦布告・有毒兵器禁止などを列挙する。<sup>(55)</sup> 続いて、彼自身が提示した三つの基本的な自然法に対応する、三つの<sup>(56)</sup>

---

(52) THN 3.2.9.2

(53) THN 3.2.9.4

(54) THN 3.2.8.5

基本的な国際法が国際関係において利益を齎すことが論じられる。<sup>(57)</sup>

ヒュームは、国際法と自然法との対応性を論ずる一方で、統治機構の主権者は、個人間における自然法と同等の「範囲」(extent)の責務を有するが、その責務の「効力」(force)は異なっていると明示する。<sup>(58)</sup>そして、正義が齎す利益と連関する当の正義の「自然的責務」(natural obligation)は、国家間においては個人間の場合ほど強くないため、当の「自然的責務」の弱さに対応して、正義の規則を守るよう促す正義の「道徳的責務」(moral obligation)もまた弱いものとならざるをえない。<sup>(60)</sup>このように論ずる彼は、個人間の場合に比して国家間の法はその責務が弱くなりうること、そしてこれは法の齎す有用性に起因することを、次のように論述する。

(55) THN 3.2.11.1

(56) 主要な先行研究でも、国際法はヒュームが議論するところの「自然法」に対応すると解されている (cf. esp. Mackie [1980] p. 113; Harrison [1981] p. 229)。

(57) 第一に「所持の安定」の規則は、「絶え間ない戦争」(perpetual war)の防止、つまり政治社会間の「平和」(peace)を齎すとされる。また第二に「同意による所持の移転」の規則は、国際的交易たる「通商」(commerce)を齎すとされ、そして第三に「約束の履行」の規則は、社会間での「連盟や同盟」(leagues or alliances)の維持、つまり「相互援助」(mutual succour)を実現するとされる (THN 3.2.11.2)。

(58) THN 3.2.11.3

(59) 「しかし、ここにわれわれは次のことを見出すだろう。異なる諸国家の交流 (intercourse) は有益であり、必要でさえある時もあるが、それは個人間におけるほどには必要でも有益でもない。個人間では、交流なくして人間が存続することは全く不可能なのである」 (THN 3.2.11.4)

(60) 「それゆえ、異なる国家間の正義の「自然的」責務は個人間におけるほど強くないため、自然的責務から生ずる「道徳的」責務は、その弱さを分かち合わねばならない。よって、我々は紳士個人が自身の名誉にかけて述べた約束を破る時に比べ、君主や大臣らが他国の君主や大臣らを欺いた時には、自国の君主や大臣らに対して、必然的により寛大な免償を与えねばならないのである」 (THN 3.2.11.4)。

だがここに、国家と個人との違いがある。人間は、個人間の社会的協力関係（association）がなければどうしても存続することができない。そして、そうした協力関係は、衡平と正義の法に敬意が示されないならば、決して生ずることができないのである。無秩序・混乱・万人の万人に対する戦争が、そのような放縦な振る舞いの必然的な帰結である。しかし、国家は交流（intercourse）がなくとも存続できる。国家は一般的な戦争の下でも、ある程度は（in some degree）、存続しうるだろう。諸国家間での正義の遵守は有益であるが、個人間におけるほど強烈な必要性によって護られるものではない。そして道徳的責務は有用性に比例する<sup>(61)</sup>のである。

ヒュームの国際法論は、彼の自然法論と連関しつつも、国際法が自然法に比して弱い責務しか与えられない可能性を、以上のように示している。この国際法の有効性と限界性の「二面性」を鋭く指摘する森直人の研究は、ヒュームの論説に、「統治の安定」の利益と「国際間正義の遵守」の利益との比較衡量を見出し、<sup>(62)</sup>「統治と正義の衝突」とその際の「統治優先の論理」を析出する<sup>(63)</sup>。しかし、こうした国際正義（法）の二面性をヒュームが論ずる理由は、先の引用部にて確認されるように、「個人間」の協力関係と比較すると、「国家（統治機構）間」の協力関係や交流は、必ずしも絶

---

(61) EPM 4.3

(62) cf. 「正義の厳格な遵守が、締約当事国の何れかにとりかなりの程度の損害を齎しうるような特定の非常事態には、「国家理性」（the REASONS of STATE）が正義の諸規則を免除して、条約や同盟を無効にしうるということは、すべての政治家や大半の哲学者らが認めるであろう。しかし、もっとも極限の必要以外に、個人間の契約違反や他者の所有権の侵害を正当化しうるものはなにもない」（Ibid.）

(63) 森 [2010] pp. 133-4.

対に必要ではない点にある。<sup>(64)</sup> よって、統治機構間での「国際法」の原理についても、「自然法」や統治への「忠誠」と同様、「社会」（諸国家の交流関係）のために「正義」（諸国家の法すなわち国際法）が必要であるとの論理を、ヒュームは示しているのである。したがって、本稿の視座においては、「社会」の必要性に比例してヒュームは、「正義」が必要とされる度合の幅を測定し論じているものと解しうるのである。

以上のヒューム正義論の解釈からは、当時の状況よりもさらに国際的（経済的）相互依存関係が深化した、現代の国際関係の状況においては、諸国にとって「国際社会」の必要性が高まることで、さらに「国際法」の遵守が求められるようになる可能性が<sup>(65)</sup>、提示されうることになる<sup>(66)</sup>。

(64) 森の研究がつとに指摘するように（森 [2010] esp. 1章・5章）、ヒュームは、個人間あるいは被治者と統治者間の「相互の利益」が一致することで自然法や統治機構が成立することを、各々別個の利害を想定して論述しており、そのため、「正義」と「統治」の論理を弁別することは解釈上可能であろう。だが本章で概観してきたように、「自然法」・統治機構への「忠誠」・「国際法」など（広義の）「正義」は、総じて人間にとっての「社会の必要」から生ずるとされるのであって、同一の基盤あるいは起源を有する人為的徳である。

(65) ヒュームが明言していることではないものの、国際社会の維持が必要である状況において、国際社会の存続に背馳する国際法の停止を主権者が行った場合には、（尤も、常に実態としてそうであるか否かは別にせよ）「違法」の行為であると、国内的・国際的にも司法において判じられうることが、本解釈から論理的に帰結しよう。

(66) ヒューム自身、直截に、人々が相互の利益になる交流を行うとき、その人々の視野の広さや相互関係の強さに応じて、正義の境界が拡張される可能性を示している（cf. EPM 3.21）。

## II 正義の条件

### II.1 法と社会の論理—「社会の必要性」に比例する責務

ヒュームの正義論では、個々の「社会」に特有の条件により、どのような正義や法・規則などが当該社会で成立しうるのか、またその正義の責務はどの程度増減しうるのかが論じられている。前章3節で見た国際法論は、「国際社会」における正義の責務に関して、同時代たる18世紀西欧を議論の背景として<sup>(67)</sup>、その濃淡を示したものであった。ヒュームは、国際法についての著述のほかにも、個人間ではなく社会間で成立する「戦争法」(laws of war) や「連邦の条件 (盟約)」などについて論じており、これらの議論においても、「社会の必要性」が基盤とされ、その利益や有用性に比例した責務の増減が論じられている。

ヒュームは、「戦争法」を「国際法の停止」に伴う国家間正義の一種であるとしており<sup>(68)</sup>、彼はまた、法規・格言・正義と不正義の観念がなければ、

---

(67) cf. 森直人 [2011]「利己的な情念と利他的な情念—ヒュームと自己利益の問題に関する試論—」『思想』1052号, pp. 234-6; また、ヒュームおよび彼の同時代の国際政治論についての高坂の研究では、国際法と結びつく多国間関係に関して、「近代ヨーロッパの政治家や思想家たちは、各国の並立という多様性にひそむ危険をあまり大きくは考えていなかった。彼らにそのような楽観を可能にさせた理論はどのようなものであったのだろうか」と問い、「ひとつには、国家は独立性が大きく、個人の場合と比べて相互に依存し合う必要が少ないことが注目された。ヴァッテルは世界政府が不必要であるということの根拠をそこに求めたが、ヒュームもまた国家間の関係について次のように書いている」として、「国家間の交流は個人間におけるほどは必要でも有益でもない」とのヒュームの立論を参照する(高坂 [1978] p. 19)。そのうえで高坂は、「ここにわれわれは、国家の上立つ政府がなくても、国家はその存在まで脅かされることはないという考え方を認めることができるであろう」と解釈する (Ibid., p. 20)。

(68) 「戦争状態」では、通常正義は両陣営にとって役に立たないために

人々は「互いに殺し合うこと」(murder each other)も不可能であるとして、平時と同様に戦時にも法が存在し、共通の利害や効用が、関係者や関係諸国家に正邪の判断基準を齎すと議論している。<sup>(69)</sup>彼の戦争法論からは、国際法の停止が即座に「法の停止による社会の不在や無秩序化」を意味するわけではないとする、ヒュームの人間と社会についての理解が析出されよう。

また、「連邦国家」の場合に関しても、<sup>(70)</sup>次のように議論されている。社会間の連合の諸条件は、「特別の効用」があると連邦内で認識されているため、その諸条件、つまり「連邦盟約」とも言うべき規則の責務に関する違反は、「個人間での私的な権利侵害や不正義と同等、あるいはそれ以上に犯罪的と見做される」と、<sup>(71)</sup>ヒュームは論ずるのである。この論述からは、平時の「国際法」と戦時の「戦争法」との対比だけのみならず、社会間連結の一種の「濃度」に応じた「国際法と連邦盟約」との対比などが浮上する。国際法は確かに戦時において停止される。しかし、国家や社会間における正義は、それが必要とされる程度に応じて、上の連邦の場合のような高い規範性を要求しうることをヒュームは論じているのである。これら社会間の三種の法や責務は、まさに当該の社会相互(諸国家や諸州)からなる社会間連結＝「社会間社会」(国際社会や連邦国家)の必要性に比例して成立するのであり、また社会が必要とされる状況に呼応し、<sup>(72)</sup>責務の効力が変化するものとして理解されるのである。

---

停止され、戦争法(the laws of war)がその代替となるとされる(EPM 3.11)。

(69) EPM 4.20

(70) ヒュームは、アカイア共和国(同盟)・スイス連邦・連合諸州(オランダ)などを具体像としている(EPM 4.4)。

(71) Ibid.

(72) 『人性論』での正義論(THN 3.2)を「社会の必要性」の点から要約

以上に示された見識は、ヒュームの正義論全体において一貫するものである。秩序の必要性を基盤としつつ、法や規則が齎す「社会」の維持による利益・有用性・必要性に正義の成立如何や責務の程度が比例していることを論証すべく、ヒュームは種々の状況下の「社会」を取り上げて議論している。<sup>(73)</sup> そのうえで、ヒュームは、「衡平と正義の諸規則は、個々の状態や状況に完全に依存するものである」<sup>(74)</sup> と総括するのである。正義の「状況依存的な可変性」は、先行研究でも明らかにされているが、<sup>(75)</sup> こうした「可

---

するならば、次のようになろう。両性の自然的結合による「家族」では、人間本性の仁愛が機能するため正義は必要ではない。しかし家族が寄り集まった部族社会ないし「自然社会」では、仁愛の限界から「自然法」が必要となるが、統治機構を有さずとも持続可能である (THN 3.2.8.1)。ところがさらに巨大な「文明社会」は、自然法を補完する「統治機構」がなければ維持は困難となる。そして統治機構間の「国際社会」では、人々にとって当該社会での交流の必要性が相対的に少ないことを受けて、責務の度合が減じられた「国際法」が成立する。

(73) 自然がすべての「外的な便益」(必要物)を提供しており、自らの望みが全て満たされるような幸福な状態では、「正義」という「用心深く、猜疑的な徳」(the cautious, jealous virtue)は夢想だにされなかったであろうと論じられる (EPM 3.2-3)。また、水と空気は人間にとり最も必要なものであるにもかかわらず、それらがふんだんに提供されているために、そこには所有権の規則が適用されていないとされる (EPM 3.4)。そして人々の心がより寛大であれば、所有権や責務などは考えだされなかったであろうし、かくも「拡張された仁愛」により、正義は停止されることになる (EPM 3.6)。なお、家族はその事態に近い具体例であるとされる (EPM 3.7)。他方、社会が最低限必要なものも欠いていて、どのように儉約して勤労をしたとしても、社会の極限の悲惨な状態から救いだせない場合、正義の厳格な執行は停止されうるとされ (EPM 3.8)、実際の「政治社会」でも、犯罪者に対しては「社会の便益」のために、通常の「正義の諸規則」(自然法)が一時的に停止され、刑罰が執行されていることが指摘される (EPM 3.10)。

(74) EPM 3.12

(75) 森 [2010] pp. 37-45.

変性」は、本稿の理解に従えば、「社会の必要性」をその原則としていると理解できるであろう。人々の置かれた状況や「社会」の必要性の変化は、まさしく「正義の条件」の変化を意味しているのであって、条件の変化に応じて「正義の規範性」の程度が濃淡をもって変容する余地があることが、ヒューム正義論の全体において承服されているものと、解釈されうるのである。それでは、正義はいかなる条件の下で成立しうるのだろうか。次節では、この点を検討する。

## II.2 正義の成立要件—法の相互遵守と主体相互の「均衡」

正義を成立させる「コンヴェンション」の論理において、ヒュームは「共通利益の一般感覚」を人々が「互いに示すこと」を論じており<sup>(76)</sup>、正義が成立する要件として、彼の正義論では「相互性」が想定されていると解釈できる。正義の成立要件たる「相互性」として、より具体的には、第一に法や規則の「相互遵守」が、また第二に主体の「対等性」ないし力の「均衡」が挙げられる。

第一の相互性は、次のように指摘されている。「有徳な人物が悪党の社会に入り込んでしまった状況」<sup>(77)</sup>や、「文明国と戦争法規を守らない未開国との関係」<sup>(78)</sup>など、具体的な事例を想定しつつ、ヒュームは、社会的関係のための規則の「相互遵守」がなし得ない状況下では、正義つまり法が成立しないと論ずる<sup>(79)</sup>。

次に、第二の相互性については、以下のように示されうる。ヒュームは

---

(76) THN 3.2.2.10

(77) EPM 3.9

(78) EPM 3.11

(79) この点は、例えば現代のテロ攻撃の問題や、国際関係における「道徳的不均衡」の問題を考えるうえで、興味深い論点であると述べよう。



「社会のために正義が必要であること」を議論する際、社会を構成する「個人」などの主体について、同等の「力」(strength)を有するものを想定していると解される。何故ならば、能力の差が大きい場合、正義が成立しないことを彼は論じており、正義の条件として、「社会」を実現する単位（個人や集団）の同等性あるいは対等性が前提とされていると考えられるためである。

なお、付言するならば、第二の相互性からは、正義の周辺にある「権力性」が垣間見えることになる。正義が成立しない主体間では、ヒュームが実際に論じているように、<sup>(81)</sup> 自ずからパワーの差による主従関係あるいは「権力性」が存在しうるのである。してみると、森直人の研究にて、とくに「正義に対する統治優先の論理」が見られるとされた、ヒュームの公信用論における「公債破棄」の正当化の論理がより明確になる。公債破棄（国の債務不履行）について、同研究は統治者による「正義の侵害」と呼称するが、<sup>(82)</sup> 公債は「政府（統治者）と個人」の間での債務契約であり、自然法が通常想定する「個人間（私人間）の契約」とは別種の、力に圧倒的な差異のある主体間の契約である。<sup>(83)</sup> かくして、正義に対する背反すなわち法の停止は、力に差がある場合に起こりうることでであると、ヒュームが理解していたことがここで改めて確認されよう。

---

(80) cf. EPM 3.18-19

(81) cf. esp. EPM 3.18

(82) 森 [2010] esp. pp. 210-2.

(83) とりわけヒュームの公信用論で国家の契約不履行が認められる論理は (cf. “Of Public Credit”, in *Essays*, p. 364.), その不履行が彼の議論枠組では「社会の維持」に資するという点とともに、私人間での不履行の容認とは異なり、公債破棄によって直接「社会の混乱」が齎されるわけではないとの点とにあると指摘可能である。

### II.3 国際関係における正義の条件—勢力均衡と国際法

「社会の必要性」を基盤とする正義は、「規則の相互遵守」と「主体の対等性や力の均衡」とを、その成立要件としていることを、前節にて確認した。相互性なる「正義の成立条件」は、「国際社会」において、「国際法」と「勢力均衡」の連続性ないし表裏一体性として見出すことができる。<sup>(84)</sup>

ヒュームは、国際政治における「勢力均衡」(balance of power)の原則について、ポリュビオスの歴史論を引用して、次のように明示している。

ポリュビオスによれば、「…強大な力が一つの手に落ちて、その力に対して、周辺の国々が自らの権利を護ることを不能にするようなことは、あってはならないことだからである」とされる。ここに、近代における政治の目的 (the aim of modern politics) が明確な言葉で示されている。<sup>(85)</sup>

(84) 国際社会を不要とし、他国の権利を封殺しうる「強大な勢力」が現れた場合には、国際正義たる国際法は停止しうることになり、国際法の持続のためには勢力均衡が必要である。また、勢力均衡の原則は同盟の組み替えを要するため、条約破棄など「国際法の停止」を部分的に含意するとも解されうる (cf. 森直人 [2007]「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の総合性について」『経済論叢』179巻2号)。

(85) “Of the Balance of Power”, in *Essays*, p.337. ヒュームによる引用文は、ポリュビオス『歴史』の第1巻83章2～4文である (cf. ポリュビオス [2004]『歴史 I』(城江良和 訳)(京都大学学術出版会) pp. 121-2)。ここでのポリュビオスの議論は、「ローマと同盟を結んでいたシラクサが、ローマと対立するカルタゴを援助したこと」についての評価である。なお、同訳書の注記によると、当時のシラクサにとって、ローマとカルタゴの両勢力が相互に牽制し「均衡」を保つことこそが、シラクサが安全を確保して、シチリア島において相応の地位を維持する方法であったとされ、したがって「カルタゴ滅亡とローマの圧倒的強国としての残存」は避けねばならなかったとされる (Ibid., p. 123)。同書の第1巻16章10～11文によると、現

〔世界帝国〕<sup>(86)</sup>の成立を批判するこの勢力均衡論からは、小国を含め各国の「権利」(rights)を踏みにじりうる、「強大な勢力」(国家)の出現を阻止することこそが「勢力均衡の原則」であると、彼が認識していたことが解される。彼は同時代の代表的な国際法論者たるヴァッテルのように、「国際法と勢力均衡」の関連性を理論的に明記しているわけではないが、以上の論述より、「他の権利を圧倒するパワーの出現」が国際関係における「正義の条件」を不能にするとの論理が、直截に浮かび上がる。これはまさに、先に見た「パワーの対等性」が、国際関係においても正義成立のために必要であるとする、ヒュームの理解の証左であろう。

さらに、こうした「パワーの対等性」は、厳密なつり合いとしての力の均衡を意味していない。ヒュームの均衡概念は、云わば「消極的均衡」を意味しており、強大な勢力の出現なる「不均衡」の状態を是正することを含意するものである。これに対し厳密なパワーの均等配分は、「積極的均衡」とも言うべき均衡の概念であり、実現不可能などとして批判されるものであるが、彼の均衡概念はこの批判に適合するものではない。<sup>(87)</sup>国際関係において、勢力均衡による「不均衡」の阻止が「不正義」の条件を排す

---

実的な情勢判断に優れたヒエロ王の下で、シラクサは繁栄を享受したとされる。なお、勢力均衡の歴史的展開を論じるモーゲンソーも、同箇所を引用している (cf. ハンス・モーゲンソー [1998] 『国際政治—権力と平和』 (現代平和研究会 訳) (福村出版) p. 200)。

(86) ヒュームは、勢力均衡論説において、「世界帝国」(universal empire) や「世界君主制」(universal monarchy)のほか、「巨大な諸君主国」(enormous monarchies)などのタームを、同義的に用いている (“Of the Balance of Power”, in *Essays*, esp. pp. 336-8; 340)。

(87) 所有権や契約についての基本的な三規則をはじめとする「正義」もまた、所有権の無視や契約不履行などの「不正義」を糺すことを意味する「消極的正義」の概念であると言え、「正義」とその成立基盤としての「均衡」はともに一種の「消極性」を帯びた概念であると考えられる。

ることになり、結果として国際社会において必要な「国際法」を諸国が「相互遵守」しうる状況が維持されるのである。

### Ⅲ システムとしての正義

#### Ⅲ.1 一般規則としての法システム

「社会」の必要性が正義の条件であると論ずるヒュームは、他の規範ないし「徳」と比較し、正義のうちにどのような特性を発見していたのか。本章ではとくに「社会」の必要性と連関する、例外を認めない厳格な「一般規則」としての「正義」の概念に着目する。

坂本の研究でも強調されているように、ヒュームは、単独の行為がそれ自体有徳と見做される「自然的徳」の場合とは異なり、人為的徳たる正義の「ある単独の行為は、それ自体としては、公共善 (the public good) に反することがしばしばありうる」と述べる。例えば、自然法の所有権規則に即するならば、裁判官が貧しい人間から物を取り上げて富める人間に与えることもあれば、放蕩者に勤労者の成果 (財産) を与えることなどが起こりうるものであり、これらの事例は「公共善」と対立する。しかし、ヒュームは続けて、「行為の一般的なスキームあるいはシステム (a general scheme or system) において、人類が一致することによってのみ、正義は利点をもつ」と論じ、「法と正義のスキーム全体が、社会とあらゆる個人にとって有益である」と明示する。<sup>(89)</sup>すなわち、正義とは、その「一般規則」の厳格な執行により、「行為全体のスキームやシステム」として機能することで有益なものとなるのであり、部分的には「公共善」と対立する場合<sup>(91)</sup>

(88) 坂本 [2011] pp. 83-4.

(89) THN 3.3.1.12

(90) Ibid.

もありうるものとされるのである。<sup>(92)</sup>このことこそ、正義が、深慮や勤勉・節制などの自然的徳ではなく、「コンヴェンション」を通じて、人為的に主体間のシステムとして構成されていく「人為的徳」たる所以である。

それでは、公共善に反することを含意する、一般規則たる「システムとしての正義」が、なぜ肯定されるのか。ヒュームはこの点について、次のように議論している。

もし人々が、他の全ての事柄と同様に、社会の法 (laws of society) について自由に行動してよいとするならば、殆どの場合、彼らは個別の判断によって行動するだろう。そして彼らは、問題の一般的な性質とともに、人物らの性格や事情を考慮に入れるだろう。しかし、このことは、容易に見出されるように、人間社会における無限の混乱を生み出すだろうし、また何らかの一般的で不変的な原則 (some general and inflexible principles) によって抑制されなければ、人々の貪欲と偏愛とが、即座に世界を無秩序の状態にするだろう。それゆえに、このような不都合を見て、人々はそうした原則を定立したのであり、悪意や好意および私益や公益についての個別の見方によって変動させられうることのない、一般規則によって自身らを抑制することに同意している<sup>(93)</sup>のである。

社会における法規則が「一般規則」として定立されることは、「社会が

---

(91) 「もし全体のプランやスキームが市民社会の維持にとって必要であり、また大部分において、善の収支 (the balance of good) が悪のそれよりも上回っているのであれば、それで十分である」(EPM Appendix 3.6)

(92) THN 3.2.2.22

(93) THN 3.2.6.9

必要であること」に起因しており<sup>(94)</sup>、それは、法の判定に際する混乱により「社会が破壊されること」を防止するものである<sup>(95)</sup>。すなわちヒュームは、「一般規則」としての正義が必要とされる理由として、「社会の混乱」や無秩序化を阻止することを挙げているのであって、やはりここでもまた「社会の必要性」から、正義の根本的な特性が論議されているのである。

### Ⅲ.2 社会における法の普遍性と不偏性

前節で見たシステムないし一般規則としての正義は、社会を維持するという「当該社会の全ての人々」の利益を実現するものである。そしてまた、正義の形成過程を説明する、有名なヒュームの「コンヴェンション」の論理において<sup>(96)</sup>、「社会の全構成員」の利害一致が前提とされている。

コンヴェンションとは、単に共通利益の一般感覚 (a general sense of common interest) のことである。この感覚は社会の全ての構成員 (all the members of the society) が互いに表しあうものであり、またこの感覚が社会の全構成員に対し、ある規則によって自身らの振舞いを規制するよう仕向けるのである<sup>(97)</sup>。

ヒュームの正義理解は、「社会を構成する全てのメンバー」が共通利益についての全般的な感覚の表示に基づき、互いが規則に従うよう仕向ける「コンヴェンション」の成立を基礎とするものである。この理解は、正義の規則が、その成立時点から、当該社会の全メンバーに共通して例外なく

---

(94) esp. THN 3.2.6.9-10

(95) cf. THN 3.2.3.2

(96) THN 3.2.2.8-9; cf. EPM Appendix 3.7

(97) THN 3.2.2.10

普遍的に適応されることを意味する。また「コンヴェンション」に基づく正義の諸規則は、幾度かの「規則違反の不都合」を当該社会の人々が経験することを経て、徐々に力をもつようになるとされる<sup>(98)</sup>。経験に基づく進化的過程を辿ることで、「偏愛」などの人間本性の一般的・自然的な傾向性に背馳して、社会の全メンバーに対し正義が不偏的に適用されるようになるのであって、これは、正義概念の根幹に関わる特質である。よって彼の正義概念においては、「社会内の特定の人物」らのみを利する規則は包含されていないのである<sup>(99)</sup>。以上の解釈を総合すると、ヒューム正義論は、「社会の必要」を基礎とする理論であり、そうであるがゆえに、社会における法（正義）システムの「普遍性と不偏性」を含意するものであると解されよう。

これまで、ヒューム法哲学は、概して「利益」の論点から解釈されることが多であった<sup>(100)</sup>。だが、本稿においては、「社会」の観点から、「正義の起源（Ⅰ章）・条件（Ⅱ章）・特性（Ⅲ章）」が分析されている理論として、ヒュームの正義論全体を通貫して理解する可能性が拓かれるのである。

### Ⅲ.3 国際社会における「法の支配」の展望

「社会」の視座からヒューム正義論を読み解くことで、いかなる含意が示されうるのか。本節では、ヒューム正義論から示唆される、国際社会における「法の支配」を高めるための思考法を析出した。

---

(98) Ibid.

(99) この点は、ハイエクが、本章で紹介したヒュームの正義概念の特性について称賛していることと関連しよう (Hayek [1967])。

(100) 言うまでもないことであろうが、思想史や法学史などの領域の諸研究では、ホブズらの社会契約説に対する批判として、ヒュームの道徳・政治論説や「コンヴェンション」の理論に視線が注がれてきた。

本稿でのヒューム正義論の解釈を纏めるならば、「法の支配」が機能し現実化する条件として、第一に「社会」が当該社会内の主体（個人・集団・国家など）にとって必要であること、また第二に主体間での法や規則の「相互遵守」やパワーの「対等性」が成立していること、そして第三に「一般規則」として法システムが機能することを列挙できる。これらは、国際関係にも適用可能な「法の支配」の原則である<sup>(101)</sup>。個人間の社会から政治社会そして国際社会まで、あらゆる「社会」に共通する「正義」の概念とその原理を論じたヒューム道徳哲学は、国際関係を国内社会とは異質の「国家間の原理的衝突の状態」として理解することを峻拒する、「社会と正義」の連続的理解とその論理を提起する。そして、ヒューム正義論は、強制力ではなく「コンヴェンション」を基礎として組み上げられており、また「統治機構による法の強制」を個人に対する正義の執行確保という安全保障の手段として理解するものであって、ホッブズ主義的な、統治機構などの「強制力」の有無に、国際社会における「法の支配」の実現のメルクマールがあると主張する理論ではない<sup>(102)</sup>。よって、「世界政府なき国際社会」においても、社会内での上記の「条件」の変化を通じて、「法の支配」が実現・強化しうることが、彼の理論解釈から以下のように展望されるのである。

(101) cf. Buchanan, Allen [2010] “The Legitimacy of International Law”, in Besson and Tasioulas (eds.), *op. cit.*, p. 89.

(102) 本稿Ⅰ章2節で見たヒュームの統治機構についての理論を踏まえると、統治機構は「自然法の遵守」を最大の目的として設立されうるものであり、「自然法」とパラレルに存立する「国際法」の遵守についても、「世界政府」ではなくまずは各国家の「統治機構」に対し各国国民が求めることになろう。こうした国際関係の自然法的理解は、国際関係についての「国内類推」を峻拒すると同時に、国内法と国際法とを主権国家の対内的・対外的責務として一元的に把握する理論的見解の立場にあると述べよう。



第一に、英国学派の国際社会論は、グロティウスらの思想を参照し展開されてきたが、社会の必要性を第一とするヒューム正義論の解釈により、国際社会における法システムを、自己保存の権利の点のみからではなく、また共通の宗教的紐帯の点からでもなく、人間本性における「諸国家からなる社会」(society of states/nations)の「必要性」の点から考えることが可能になる。

第二に、したがって、「社会」の必要に応じて「正義」が要求されるとのヒュームの論理は、「国際社会の必要性」が増大することで、国際正義の遵守や拡大が見込まれることを示している。つまり、国際社会が、緻密にネットワーク化し、複合的・重層的に個人や国家が協力しあうようになることで、システムとしての国際正義に基づく社会的関係へと近づく可能性を、ヒュームの理論は示唆しているのである。二国間・多国間の国家間関係や国際的制度・機構の枠組を基礎とする米国の国際関係論に対し、世界や「国際社会」の全体像を歴史・哲学・原則・規範などへの着目から包括的に把握しようとする、英国学派のアプローチは、現代世界の複雑なグローバル化の分析に有利であるとも評されている。<sup>(104)</sup> 同学派の伝統の源流をなすとも評価される、「社会」の視座を基礎としたヒュームの正義論とともに、彼の国際政治経済論を通じて現代国際関係を考察するならば、グローバル化が進む国際社会を「法と正義」および「政治と経済」の諸側面から改めて捉え直すことができよう。<sup>(105)</sup>

(103) グロティウスやプーフェンドルフ、ホップズやロックらとヒュームとの差異は、こうした諸特徴を浮彫にするであろう。思想史的なヒューム正義論の意義は、とくに坂本の研究が示すとおりである(坂本 [2011])。

(104) Buzan [2001]; Buzan, Barry [2005] “International Political Economy and Globalization” in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press.

(105) cf. 岸野浩一 [2012b] 「英国学派の国際政治理論におけるパワーと経

第三は、国際制度としての「勢力均衡と国際法」の再考についてである。英国学派は、国際社会の秩序を維持するための「制度」として、主権・外交・国際法・勢力均衡・大国管理・戦争などを列挙し議論してきた。ヒュームは、戦争を手段として採用する「勢力均衡」の原則と、「国際法」の論理を著述しているが、本稿にて概観したように、これらには「正義の条件」としての「パワーの対等性」の論理が潜在しているものと解されうる。勢力均衡と国際法の関係については、ヒュームのみならず、18世紀のヴァッテルや20世紀のオッペンハイムらといった国際法学者が指摘している<sup>(106)</sup>か、ブルも、国際的なルールの持続のために、勢力均衡が制度として必要であることを論じていた<sup>(107)</sup>。ヒュームの理論解釈によってはとくに、ブルらが論議するような国際社会における「秩序」の持続のみならず、各国間における「正義」の規範性を高めるために、勢力均衡が必要であること、すなわち諸国の連携によって国際正義の実効性を高めていく可能性が読み取られうるかもしれない。勢力均衡・戦争（法）・国際法などの「国際社会」の「制度」を連続的に関連付けて考察するとき、それらの諸制度を「社会」の視点をもって分析したヒュームの理論は、全く以て忘却されるべきではなく、現代の国際関係における「法の支配」の基礎について考察する際、極めて示唆に富む古典として読解可能なのである。

---

済一E・H・カーとヒュームからの考察—『法と政治』63巻2号

(106) cf. Armstrong & Farrell & Lambert [2012] pp. 58-61, 87-8; Butterfield and Wight (eds.) [1966] esp. ch.3, p. 172.

(107) cf. Wilson [2009] p. 169.

## 結

本稿では、「国際社会」における法の支配の基礎理論を探究すべく、ヒュームの法哲学を「社会」の必要性の視点から再読した。ヒュームは、正義や法の起源を、人類が置かれた所与の状況たる人間本性と自然環境から掘り起し、「社会」があらゆる人間にとって必要であることに見出した。そのうえで彼は、「社会」の必要性を基礎とする正義の概念を、個人間の自然法から国家間の国際法にまで一貫させていた（I章）。ヒュームは、国際法が自然法に比して弱い責務しか有さない現実を認めるが、その理由を彼は、「社会の必要性」の差異に求めた。個人間では社会は必須だが、国家間では必ずしも国際的交流が必要不可欠となるわけではない。この必要性の違いこそが、「国際法の限界」の論理であった。また彼は、様々な社会の状況を観察・想定したうえで、「社会」の構成や状況の変化に応じて、正義の多様な規則が成立しうることを、そしてその規則の責務には「社会の必要性に比例した濃淡」が生じうることを理論化していた（II章1節）。しかも、正義が成立するためには、「相互遵守」とその前提となる一定の「主体間の力の同等性」ないし「力の均衡」が条件となることを、彼は論じていた（II章2節）。したがって、国際社会においても、自国の権利を大国に蹂躪されないよう保全し、国際法の実効性を保つためには、「勢力均衡」の原則が求められるのである（II章3節）。さらに、法や正義は、社会の混乱を招く「恣意的な規則」ではなく、例外を許さぬ「一般規則」として定立されるものであって、社会の全体にくまなく広がり適応されるシステムとしてのみ、法や正義の機能が可能となること、さらにまた一般規則の体系こそが、他の徳と正義とを分つ概念的特質であることを、ヒュームは強調した（III章1節）。ヒュームの正義概念から視るならば、国際法は国際社会を維持するために諸国家が不偏的に遵守すべき、普遍的な一般

規則として把握されるべきものであると述べよう（Ⅲ章2節）。そして、コンヴェンションによる一般規則としての正義は、統治機構による強制を前提とするホブズ主義的な法概念とは異なる正義概念の理解であり、この理解から、世界政府なき国際社会における「法の支配」の理論化と実践化への展望が開かれる（Ⅲ章3節）。不変的な「人間本性」の原理を起点にして、不可分かつ表裏一体のものとして「社会と正義」の連関を解明するヒュームの法理論は、国際社会のみならず種々の「社会」を支える原理とは何かを今日再考するための、強力な一助となろう。

以上のヒューム法哲学は、現代の国際社会における「法の支配」を考察するにあたり、以下の示唆を我々に与えるだろう。第一は、国際社会の必要性が高まることによって、国際法の相互遵守がさらに求められるようになることである。グローバリゼーションが深化し国際的相互依存関係が複合的に発達した現代世界において、こうした国際的な「法の支配」の高まりは、国際連合や国際司法裁判所などの国際機構の活動を中心に、現実となりつつあると言えよう。

また第二の示唆は、自国の利害関係にではなく、国際社会の必要性に、国際法の起源が根ざしているということである。諸国間の利害関係によって条約が規定されるという国際法の世界観は、とくに当の条約が「国際社会の存続」にとり必要と目されるものであるならば、ヒュームの理論を通じて批判されることになろう。彼の法理論は、現代の社会規範についての哲学やゲーム理論あるいは合理的選択理論などの領域でも知られており、盛んに紹介されているが、<sup>(108)</sup> それらの諸研究で主たる議論の対象となる各人

---

(108) cf. ex. Lewis, David K. [1969] *Convention: A Philosophical Study*, Harvard University Press, pp. 4-5; Taylor, Michael [1987] *The Possibility of Cooperation*, Cambridge University Press (マイケル・テラー [1995] 『協力の可能性—協力, 国家, アナーキー』 (松原望 訳) (木鐸社)); 飯田高 [2004]

の「利益」の視点のみを基盤として、ヒュームは法や正義の成立を論じていたのではない。本論で確認したように、人間には「社会」が必要であり、それゆえに「社会」の維持が齎す恩恵という「共通の自己利益」を土台とするコンヴェンションによる、社会的規則や制度の形成を彼は論じたのである。自己利益の論理に先立つ「社会」の必要性という論理が彼の法哲学に内在していることは、とくに国際関係における法と社会のありようを考えるうえで、重要な論点を提起するであろう。<sup>(109)</sup>

そして第三、現実に諸国家間のパワーに差異がある場合、「勢力均衡」によって国際法の実効性を高めうるということである。国際社会の維持に関わる基礎的なルールを遵守しない大国に対し、中小国家などが「連盟」の如く結びついて連携し、ルールの遵守を求めるといふ、云わば「国際社会のルール化」の構図がこの点から想起されよう。すなわち、盟約を手段とする「勢力均衡」によって、国際社会における「法の支配」を確立するなどといった実践的戦略が、国際関係についてのヒュームの理論を用いて構想されうるのである。ここにおいて、ホップズ主義的な権力闘争の「国際システム」の状態から、国際関係がルールに基づく「国際社会」へと移行し、その法的秩序をより強固にするための指針が見出されるようになるだろう。また、ヒュームの社会の理論全体に通底するものとして法の支配や「均衡」(balance)<sup>(110)</sup>の原理を解釈することが可能となれば、カント主義的な「世界社会」へと向かう条件、例えばカントが『永遠平和論』で第一の前提とした、法の支配や権力の制限と均衡などが実現された「共和制」

---

『<法と経済学>の社会規範論』（勁草書房）pp. 91-9.

(109) なお、ヒューム哲学における「自己利益」の問題に関する最近の論考として、森 [2011] を参照。

(110) ヒュームの法・政治・経済の理論において、「均衡」の原則が通底している可能性については、先の拙稿（岸野 [2012b] Ⅲ章）にて示唆している。

の条件と、ヒュームの理論とを接合して考えることができるかもしれない。かくして、ヒュームの法と社会に関する理論は、英国学派における国際社会論の伝統と、ホッブズ主義およびカント主義という他の二つの伝統とを、<sup>(111)</sup>理論的かつ連続的に繋ぐ可能性を帯びるのである。

ブルを筆頭とする英国学派における国際社会論では、主として「国際社会」の構造・機能・歴史をめぐる理論的概念化などに論議が特化する傾向にあったと総合できようが、<sup>(112)</sup>本稿で詳解したヒュームの法哲学は、「国際社会」を法に基づいて規律し維持するために、いかなる条件や状況が必要となるのかを考える際の基礎となる、一つの理論たりうると結論できるのである。

---

(111) これは、英国学派のマーティン・ホワイトが提示した三つの伝統の「理論的視座での均衡」に終始することなく、国際関係の秩序化と平和的發展を実現するための、諸伝統間あるいは「国際システム・国際社会・世界社会」の概念間での「実践的視点からの対話」や理論的考察への展望を拓くものでありうるだろう。なお、ホッブズ主義・ホッブズ・ヒュームの理論・カント・カント主義を連続させることによって、英国学派の理論を検討する一試論を、2012年7月の日本イギリス哲学会・第46回関西部会において、個人研究報告「デイヴィッド・ヒュームの国際社会理論—国際関係研究における英国学派の思想とその再検討」として発表した。

(112) cf. Linklater and Suganami [2006] ch. 2.

The Rule of Law in International Society:  
Society and Justice in David Hume's Jurisprudence

KISHINO Kouichi

**Contents**

Preface

I. Justice for Society

I.1. Laws of Nature: Human Nature, Society and Justice

I.2. Allegiance: Political Society and Government

I.3. Laws of Nations: Society of Nations and International Law

II. The Conditions of Justice

II.1. Law and Society

II.2. Justice and Balance

II.3. Justice in International Relations

III. Justice as a System

III.1. Law-System as General Rule

III.2. Universality and Impartiality: the Principium of Law in Society

III.3. Towards 'the Rule of Law' in International Society

Postscript